

5 公園に関する基準

5 公園に関する基準

5-1 都市計画法施行令第25条第6号、第7号（公園の配置、規模）

令第25条

六 開発区域の面積が0.3ha以上5ha未満の開発行為にあつては、開発区域に、面積の合計が開発区域の面積の3%以上の公園、緑地又は広場が設けられていること。ただし、開発区域の周辺に相当規模の公園、緑地又は広場が存する場合、予定建築物等の用途が住宅以外のものであり、かつ、その敷地が一である場合等開発区域の周辺の状況並びに予定建築物等の用途及び敷地の配置を勘案して特に必要がないと認められる場合は、この限りでない。

七 開発区域の面積が5ha以上の開発行為にあつては、国土交通省令で定めるところにより、面積が1箇所300㎡以上であり、かつ、その面積の合計が開発区域の面積の3%以上の公園（予定建築物等の用途が住宅以外のものである場合は、公園、緑地又は広場）が設けられていること。

規則第21条（公園等の設置基準）

開発区域の面積が5ha以上の開発行為にあつては、次に定めるところにより、その利用者の有効な利用が確保されるような位置に公園（予定建築物等の用途が住宅以外のものである場合は、公園、緑地又は広場。以下この条において同じ。）を設けなければならない。

- 一 公園の面積は、1箇所300㎡以上であり、かつ、その面積の合計が開発区域の面積の3%以上であること。
- 二 開発区域の面積が20ha未満の開発行為にあつてはその面積が1,000㎡以上の公園が1箇所以上、開発区域の面積が20ha以上の開発行為にあつてはその面積が1,000㎡以上の公園が2箇所以上であること。

(1) 設置基準

開発行為において設置する公園は、次のとおりに設置すること。

- ア 開発区域の面積が0.3ha以上5ha未満の住宅系の宅地分譲に係る開発行為において、開発区域内に面積の合計が開発区域の3%以上となる公園を設置すること。
なお、公園の1箇所当りの最低面積は、100㎡以上とする。
- イ 開発区域の面積が5ha以上20ha未満の住宅系の宅地分譲に係る開発行為において、開発区域内に面積の合計が開発区域の3%以上となる公園を設置すること。
なお、1,000㎡以上の公園を1箇所以上設置し、それ以外に設ける公園の規模は300㎡以上とする。
- ウ 開発区域の面積が20ha以上の住宅系の宅地分譲に係る開発行為において、開発区域内に面積の合計が開発区域の3%以上となる公園を設置すること。なお、

5 公園に関する基準

1,000 m²以上の公園を2箇所以上設置し、それ以外に設ける公園の規模は300 m²以上とする。

※ ここでいう住宅系とは、戸建住宅（専用住宅）、共同住宅、長屋住宅などの主として人の居住の用に供する建築物を指す。

表5-1-1 公園の設置基準

開発面積	総面積の割合	最低面積	必要箇所数
0.3ha 以上 5ha 未満	3%以上	100 m ²	1箇所以上
5ha 以上 20ha 未満	3%以上	1,000 m ²	1箇所以上
		300 m ²	—
20ha 以上	3%以上	1,000 m ²	2箇所以上
		300 m ²	—

(2) 都市計画法施行令第25条第6号ただし書きの運用基準

都市計画法施行令第25条第6号ただし書きの運用にあたり、「開発区域の周辺に相当規模の公園、緑地または広場などが存する場合」とは、次のいずれかに該当するものとする。ただし、公園管理者が公園の設置を必要とする場合は、この限りではない。

ア 開発区域の面積が1ha 未満の開発行為で予定建築物の用途が住宅系の場合において、開発区域から250m圏内に、鈴鹿市都市公園条例第3条の3に定める都市公園が包含されており、その合計面積が2,500 m²以上の場合(図5-1-1)。また、都市公園の一部が内包されていれば、その都市公園の全体面積を加算することができる。なお、開発区域と都市公園の間に幹線道路(片側2車線以上)、河川、鉄道、その他利用者の通行を分断している場合には、公園面積に加算することができないものとする。ただし、開発区域から250m圏内に横断歩道、歩道橋、橋、踏切等によって通行が可能な場合は、この限りではない。

イ 土地区画整理事業によって面的に整備された区域内での二次開発において、面的に整備された区域の3%以上に相当する公園が既に設置されており、公園の管理が市となっている場合(図5-1-2)。また、面的に整備された区域にまたがって二次開発を行う場合についても、上記と同様に取扱うものとする(図5-1-3)。

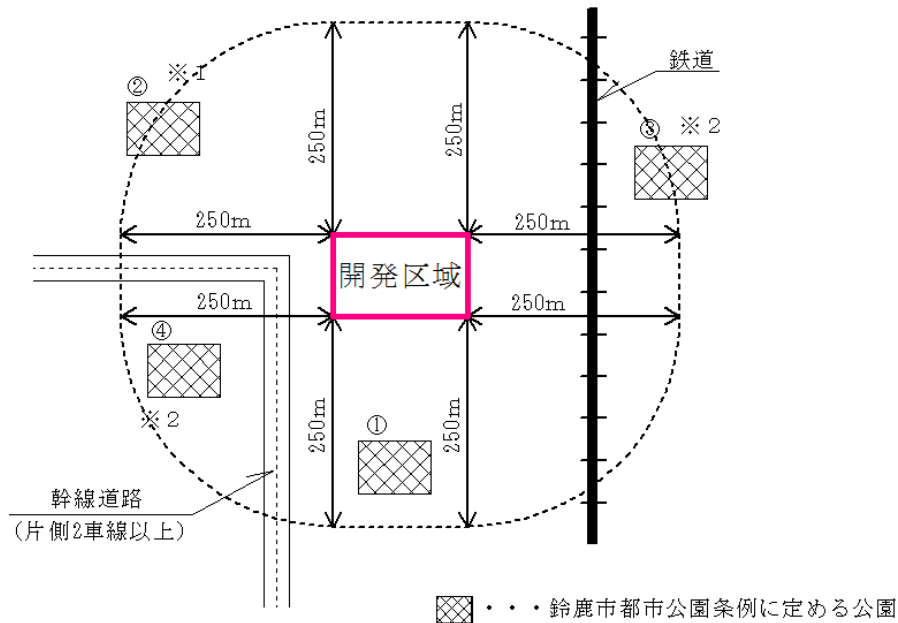


図5-1-1 (2) アの解説

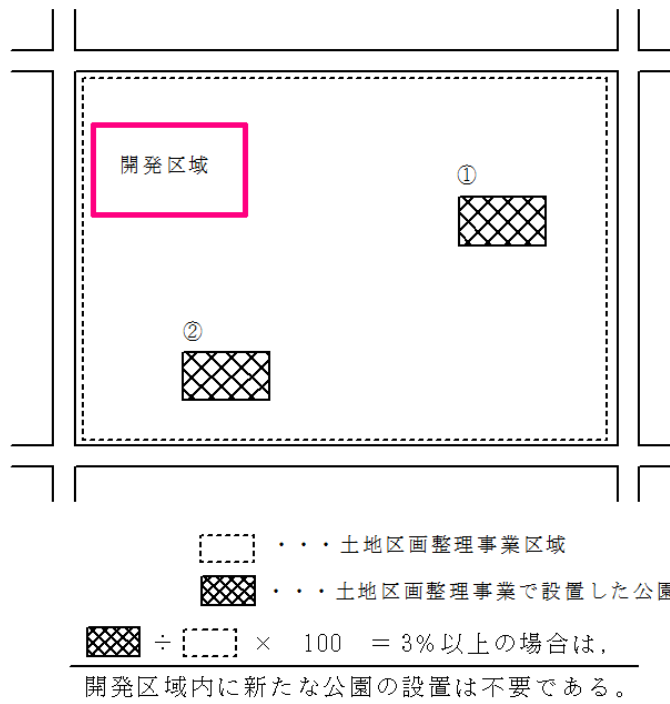


図5-1-2 (2) イの解説 (その1)

5 公園に関する基準

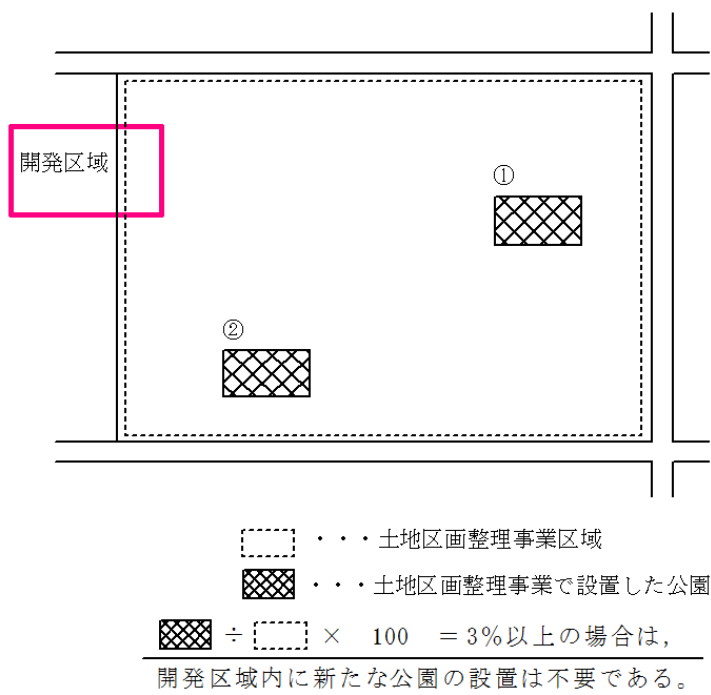


図5-1-3 (2) イの解説 (その2)

5-2 都市計画法施行規則第25条（公園に関する技術的細目）

規則第25条（公園に関する技術的細目）

令第29条の規定により定める技術的細目のうち、公園に関するものは次に掲げるものとする。

- 一 面積が1,000㎡以上の公園にあつては、2以上の出入口が配置されていること。
- 二 公園が自動車交通量の著しい道路等に接する場合は、さく又はへの設置その他利用者の安全の確保を図るための措置が講ぜられていること。
- 三 公園は、広場、遊戯施設等の施設が有効に配置できる形状及び勾配で設けられていること。
- 四 公園には、雨水等を有効に排出するための適当な施設が設けられていること。

(1) 整備基準

ア 公園の配置

- ① 公園の配置は、交通量の多い道路、がけ、鉄道、危険物を取扱う建物等を避け、公園利用者が安心・安全に利用できるように計画すること。
- ② 2,500㎡以上の公園は、敷地の2辺以上が道路に接していること。

イ 公園の形状

公園は、本来の目的を達成する十分な施設等が適正に配置され、かつ有効に利用できるものであること。

公園の形状は、公園内広場及び遊具等の施設を有効に配置できるように、概ね正方形もしくは長方形とすること。

- ① 最小幅は、最大幅の1/3以上を確保するものとする。
- ② 地形上やむを得ない場合等により、屈曲及び複雑な形状となる場合は、有効利用できる敷地を公園の必要面積とする。なお、有効利用できる敷地面積は、上記の①を考慮し算出するものとする。
- ③ 有効利用できる敷地面積は、複数の正方形もしくは長方形を用いて算出することはできないものとする。ただし、公園管理者がやむを得ないと判断した場合は、この限りではない。

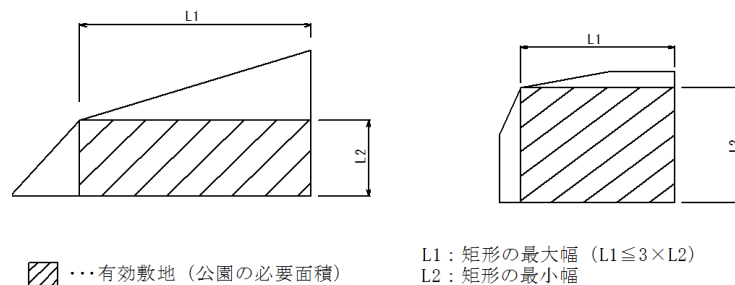


図5-2-1 有効敷地（公園の必要面積）の考え方

5 公園に関する基準

- ④ 公園等の敷地内には危険な斜面地、がけ及び崩壊、流失のおそれのあるのり面等、利用する上において障害または危険となる地物を含んではならず、これらの土地に接してはならない。ただし、保護工等その他必要な措置が講じられているなど、安全が確認できる場合はこの限りではない。

ウ 公園の施設

新設される公園内には、都市公園法に基づく公園施設を設けること。また、占用の許可がなされないような工作物、その他の物件及び施設を含まないこと。

① 外周構造物

- a 公園利用者の安全のため、公園の外周には強固なフェンス（セパレートタイプ、間柱及び丸パイプ支柱、丸パイプ胴縁、溶融亜鉛めっき仕上げ等）を設置すること。また、フェンスの高さについては1.2mを標準とするが、公園管理者と協議の上、決定すること。
- b 公園の外周に擁壁及び土留めを設置する場合は、第8章造成工事に関する基準に準じて設計すること。なお、擁壁及び土留めの基礎部分は、民地へ越境しないように留意すること。

② 境界

公園敷地の境界は、コンクリート杭もしくは境界プレートにて敷地内に設置すること。

③ 出入口

- a 公園の面積が1,000 m²未満の場合は1箇所以上、1,000 m²以上の場合は2箇所以上の出入口を設け、原則として身体の不自由な方や高齢者の通行が可能な構造とすること。
- b 出入口は全て道路に面して設けることとし、車両の通行が可能な幅員を確保すること。また、原則としてコンクリート等によって舗装すること。
- c 出入口付近には車止め（脱着式・市共通南京錠付き）を設置すること。なお、車止め間の幅は、有効幅員120 cm以上を確保すること。
- d 車止めの前後に視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）を設置すること。
- e 段差が生じる場合は、2 cm以下とすること。

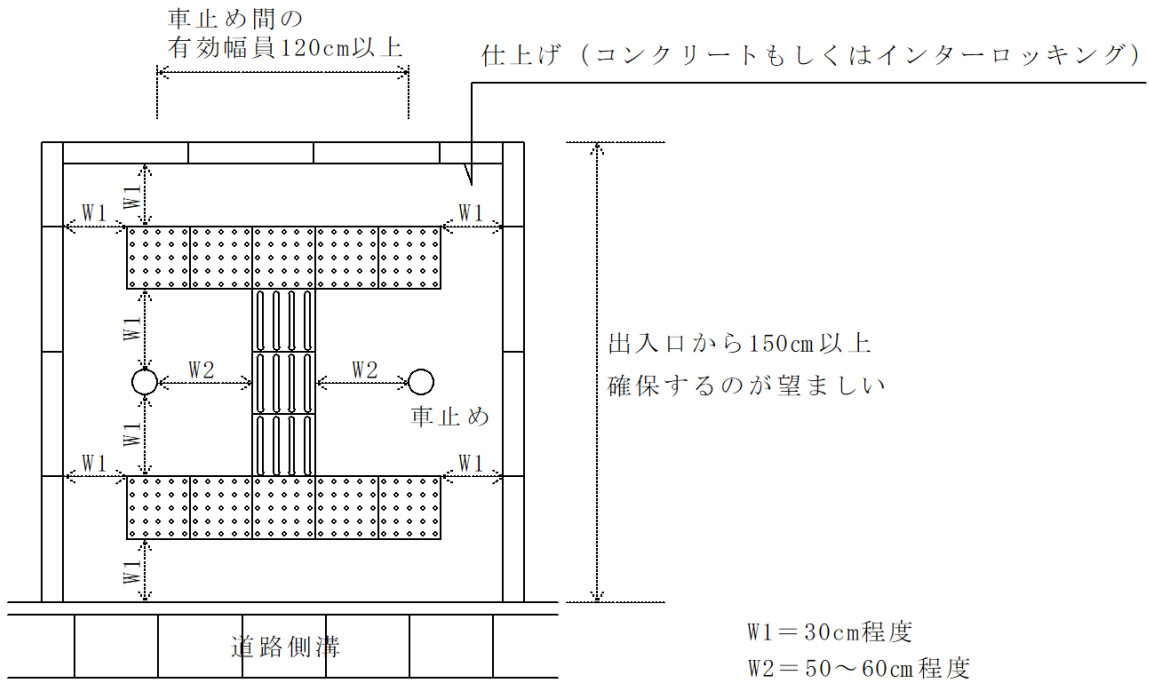


図 5-2-2 公園の出入口

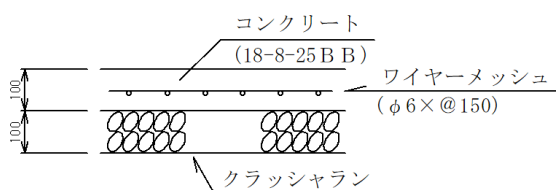


図 5-2-3 コンクリート

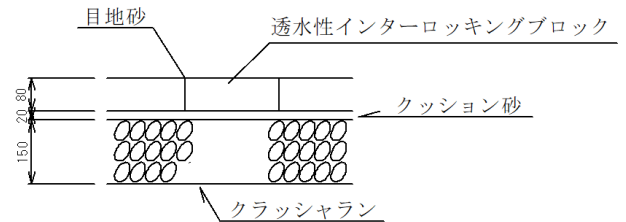


図 5-2-4 インターロッキング

④ 仕上げ (表面)

公園敷地内の仕上げ (表面) は、土系舗装、敷き砂利、その他公園管理者が認めたものとする。ただし、敷き砂利の場合は雑草の生えにくい対策 (防草シート等) をとること。また、表面の勾配は、雨水排水を考慮し 1% 以下程度とすること。

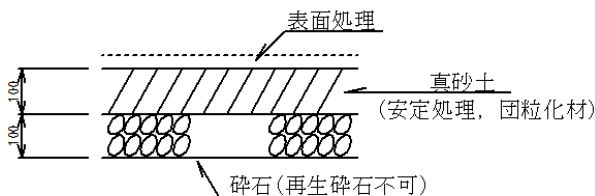


図 5-2-5 土系舗装 (透水性保水型)

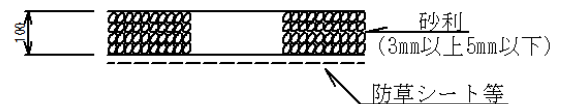


図 5-2-6 敷き砂利

5 公園に関する基準

⑤ 排水施設

公園敷地内の雨水等を有効に排出するため、必要に応じて側溝、集水桝、管渠等を適切に設置すること。また、可能な限り浸透施設の設置を行い、雨水流出抑制に努めること。

⑥ 公園施設

公園施設は、表5-2-1を参考に公園の規模に応じて設置すること。また、各公園施設の内容については、公園管理者と協議の上、決定すること。

表5-2-1 公園施設の設置表（参考）

公園施設	公園の規模			
	300 m ² 未満	300 m ² 以上 500 m ² 未満	500 m ² 以上 2,000 m ² 未満	2,000 m ² 以上
遊戯施設	○	○	○	○
休憩施設	○	○	○	○
植栽	○	○	○	○
公園灯			○	○
看板			○	○
給水施設		○	○	○
自転車置場				○
園名板	○	○	○	○

また、公園の面積が概ね20,000 m²程度の場合は、便益施設（便所等）の設置について公園管理者と協議すること。

a 遊戯施設

- ※ 公園の有効面積が100 m²未満の場合は、遊戯施設を1基設置すること。
また、公園の有効面積が100 m²以上の場合は、遊戯施設を2基以上（同種は不可）設置すること。
- ※ 遊具は一般社団法人日本公園施設業協会が発行する「遊具の安全に関する規準（最新版）」を満たし、かつ公園施設団体賠償責任保険に加入した製品を使用すること。また、工事完了後には賠償責任保険加入証を公園管理者に提出すること。
- ※ 木製の遊具は使用しないこと。

b 休憩施設

- ※ 休憩施設（ベンチ、テーブル等）は、遊具付近及び広場として利用する場

所にできる限り設置することとし、設置箇所が隣地の宅地に近接している場合は十分配慮すること。

※ 木製のものは使用しないこと。ただし、合成木材等はこの限りではない。

c 植栽

※ 樹木が健全に育成できる環境であり、都市の自然環境の保全及び都市景観の向上に資するものであること。

※ 道路及び公園内の見通しを確保し、防犯上の樹木による死角を生み出さないこと。

※ 現地の土壌が植栽に適さない場合は、必要に応じて改良土または良質土を用いること。

※ 道路及び隣接する敷地に沿って植栽する場合は、樹木の枝が将来において越境しないよう、配置及び樹種を考慮すること。

※ 事業者は植栽工事を施工するにあたり、事前に公益財団法人都市緑化機構の植樹保険に加入すること。

d 公園灯

公園灯は、原則としてLED灯を設置すること。また、電気の使用料金については、公園管理者に移管されるまでは事業者負担とする。

e 看板

看板の設置位置、内容等は、公園管理者と協議の上、決定すること。

f 給水施設

※ 給水施設（水飲み器、手洗い場）の設置箇所については、公園管理者と協議の上、決定すること。

※ 給水設備の設計については、第7章給水施設に関する基準に準じること。

※ 水道の使用料金については、公園管理者に移管されるまでは事業者負担とする。

g 自転車置場

自転車置場の規模は、公園管理者と協議の上、決定すること。

h 園路

園路等は、幅員2.0m以上とし、舗装については管理用車両の進入等も考慮した構造とすること。

5 公園に関する基準

i 園名板

出入口付近の見やすい場所に園名板等を設置すること。また、園名については事前に公園管理者と協議すること。

j 塩害対策

公園箇所が塩害の影響を受ける可能性のある場合は、施設において塩害に強い製品を使用すること。

k 材料の承認

事業者は工事着手前に、使用する製品について公園管理者の承認を得ること。

5-3 その他

(1) 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例

一般の用に供される形態で設置される公園等においては、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例（同条例施行規則）」に基づく特定施設に該当し、事前協議の対象施設となる。なお、同条例施行規則には公園等の整備基準（出入口・園路・階段・傾斜路等の構造その他に関する基準）が定められているので、その基準に適合するよう設計すること。（詳細については、三重県地域福祉課ホームページを参照の上、本市担当部局と協議すること。）

(2) 鈴鹿市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例

鈴鹿市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例に基づき、公園の出入口、園路、階段、傾斜路、便所、駐車場等の付帯施設を設計、施工すること。

(3) 公園の帰属

公園を帰属する場合には、下記の土地を含まないこと。

ア 所有権以外の第三者の権利（地役権、抵当権等）が設定されている場合。ただし地役権については、高圧送電線等公益上やむを得ない場合にはこの限りでない。

イ 公園敷地の上空に高圧送電線等がある場合。ただし、占用許可申請を行う場合はこの限りでない。

【公園設置に係る協議フロー図】

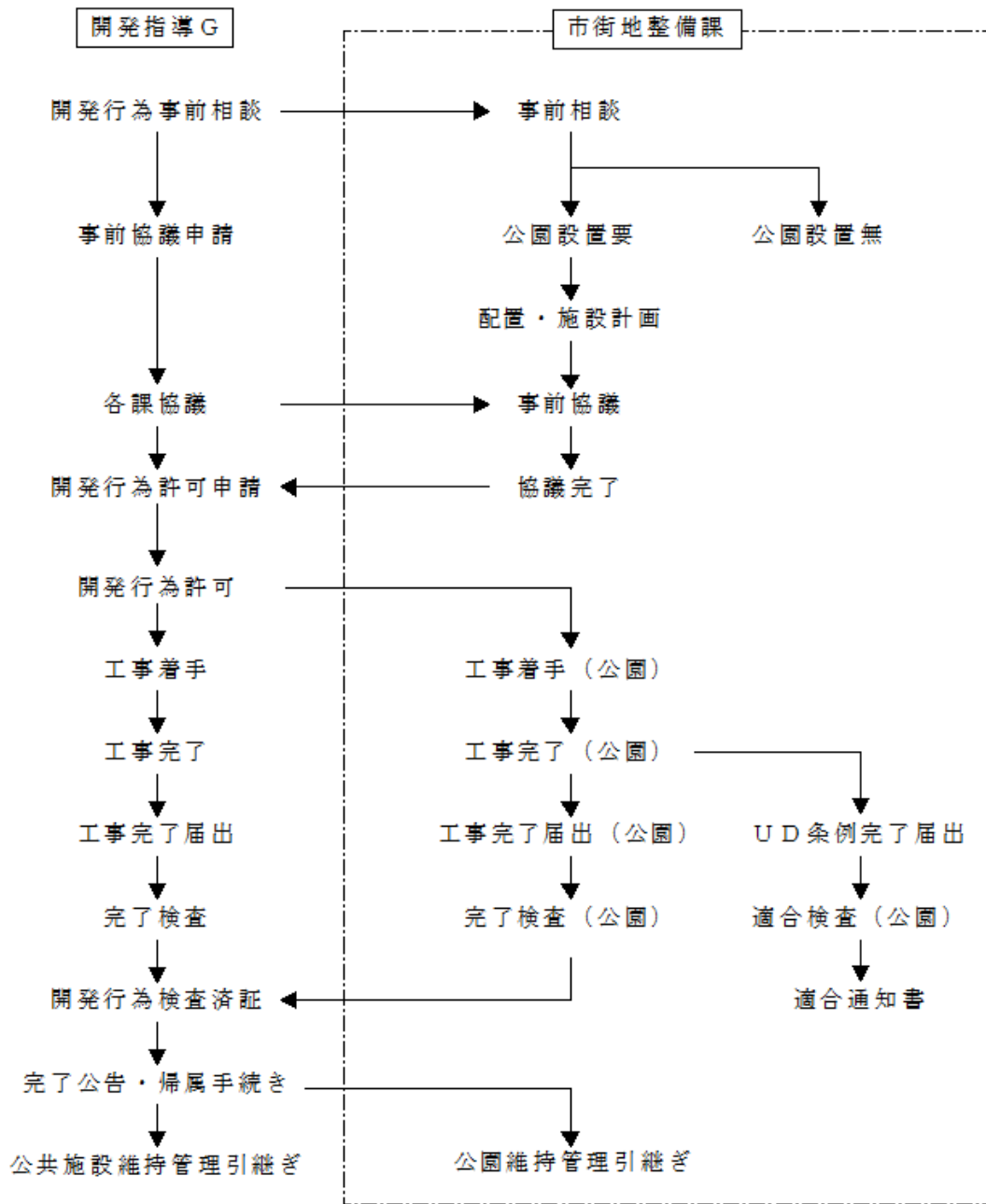


図 5-3-1 公園設置に係る協議フロー図